

# 奨学金返還支援補助金制度

### 制度が 拡充 されました!

#### エントリー対象者

#### 1) 新卒者

大学等在学中であること。

#### 2 転入者

NEW

候補者申請時に30歳未満であり、3か月以上 継続して市外に住民登録がある方で転入意 向がある方又は転入後90日以内の方

#### 3 起業者

NEW

市特定創業支援等事業を利用して市内で起業 する意向がある方

### 対象となる登録企業 【随時募集中】

- ●市内に事業所がある中小企業者(※中小企業基本法第2条第1項)
- ●市内に事業の本拠となる本社、本店、これらに類する事業所がある■ 事業者
- ● 市内に事業所があり、市内の事業所に限定した採用を行う事業者
  - ●下関市役所

※いずれも以下の条件に適合すること。

- ・下関市暴力団排除条例(平成23年条例第42号)第2条第3号に規定する暴力団員等で ないこと。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の関係法令に該当する事業を営む 事業者でないこと。
- ・労働基準法、職業安定法、その他労働関係法令等に違反していないこと。
- ・市税の滞納がないこと。



Web申請、制度内容 登録企業の情報は HPで公開中!





7

下関市産業振興部 産業立地・就業支援課

〒750-0006 下関市南部町21-19 下関商工会館4階



## 下関市奨学金返還支援補助金制度

● 事業概要

※貸与総額(残額)の1/2以内の額

事前の申請が

必要だよ!

奨学金の実返還額(年額上限20万円)を就職(起業)2年目から 5年間で最大100万円(※)補助します。 エントリーした方で、下記の【支援要件】に全て該当する方が対象です。

- ◆ 令和7年10月1日制度改正
- 令和6年度までに候補者になった方は 従前の要綱に準じます。

#### ● 交付対象者【支援要件】

補助金の交付対象者は、次の各号の全てに該当する方

- ①大学等に進学し、在学中に補助対象奨学金の貸与を受けた方 (対象奨学金:独立行政法人日本学生支援機構第一種、第二種奨学金・下関市奨学金)
- ②交付申請基準日に市内に居住している方
- ③ 新卒者 は卒業から、 転入者 は候補者申請時から1年以内に登録事業者に正社員として就職している方 起業者 は候補者申請時から1年以内に起業している方
- ④奨学金の返還及び市税に滞納がない方

下関市メインキャラクタ・

せきまる

※新卒者の場合(転入者、起業者の方はHPで確認するか問い合わせを)

就

奨学金貸与先

後



● 応募から支援までの流れ

● 候補者の応募

制度利用希望者

認定

下関市

8

業

卒

8 4 市内に居住 市 就職状況等の 内登録企業への就職

6 奨学金の返還 交付申請候補者 迈環

6 1年ごとに交付申請 (5年間)

交付申請候補者

※登録企業間の転職なら要件が整えば候補者資格は失わない



下関市



● 必要書類:下関市ホームページをご覧ください。

提出方法:下記担当課に直接持参か郵送、

または下関市ホームページ(やまぐち電子申請サービス)から電子申請を

● 申請期限:〔新卒者〕 2026年(令和8年)3月卒業予定者\* … 2026年(令和8年)3月31日火まで 2027年(令和9年)3月卒業予定者\* … 2027年(令和9年)3月31日以まで

※卒業月が3月以外の方は、問い合わせを

〔転入者・起業者〕通年受付可 ※申請可能期間あり











# しものせき

掲載内容

●市内企業の基本情報(所在地、仕事内容、私たちの誇り) ●就活関連・イベント情報(市や企業が行うイベント)

本アプリへの情報掲載を希望する市内企業の方は、

企業情報募集! 産業立地・就業支援課へ問い合わせを

※掲載料等は不要です

#### ダウンロード

AppStore



GooglePlay





※アプリダウンロード:無料 (通信料は別途必要)



問い合わせ

下関市産業振興部を業立地・就業支援課 083-231-1310

**〒750-0006** 下関市南部町21-19 下関商工会館4階